

三郷市撮影支援のための手引き

令和7年 9月 8日現在

1 目的

まちがいきいきと元気に溢れるためには、市内の人や物、情報、お金が活発に動き、常に新しい話題や出来事が生まれ、その話題や経済効果が地域で消費されていく循環を形成する必要があります。

そのために、市はまちの魅力を市内外に広く PR し、まちへの愛着や誇りの醸成を進めるシティセールス活動の一環として、映画、テレビ、コマーシャル等の映像作品の撮影支援を行っています。

2 対象

このガイドラインは、撮影者が販売や配信によって収益を得ることを目的とした映像作品（映画、テレビ番組、コマーシャル、プロモーション映像等）の撮影であって、三郷市が管理する施設で行われるものを対象とする。

3 支援内容

三郷市ロケーションサービスでは、撮影者の要望に合わせたロケ候補地の紹介、ロケーションハンティング（以下「ロケハン」という。）同行、施設利用のための調整、撮影時の立会いなど撮影が円滑に行われるための調整を行います。が、次に掲げる業務は行いません。

- ・撮影を実施する上で必要となる許認可の取得代行業務
- ・民間施設及び市外での撮影に関する相談受付

4 対象施設

次の施設が対象となります。ただし、当該施設の管理者が施設の維持管理や工事等（以下「施設の管理」という。）又は本来の施設利用目的に支障がないものと判断した場合に限ります。

- ・市役所本庁舎（三郷市花和田 6 4 8－1）
- ・健康福祉会館（三郷市花和田 6 3 8－1）
- ・三郷市消防・防災総合庁舎（三郷市幸房 1 1 5 5）
- ・三郷市水道部（三郷市茂田井 2 0 0）

- ・市内公共施設（公園等を含む）
- ・市立小・中学校
- ・その他、市が管理者を指定し、運営を行っている施設等

5 使用料金

撮影支援協力金として、支援依頼 1 件につき 15,000 円に加え、撮影当日の準備から撤収までに要する時間 1 時間につき、8,000 円を市発行の納付書又は振込により市へお支払いいただきます。（令和 8 年 1 月 1 日以降の支援依頼から）

ただし、撮影の目的が次のいずれかに該当する場合は、協力金の減免を申し立てることができます。

- (1) 三郷市を撮影する企画設定であり、視聴者に明確に周知されているもの。
- (2) 市内の観光資源又は店舗等の紹介を目的とした撮影であるもの。
- (3) 市長が減免することが適切と認めるもの。

施設に使用料の規定がある場合は、撮影者は規定の料金をお支払いください。また、撮影を行うことで施設側に費用が発生する場合においては、その負担について別途協議を行います。

6 申し込み方法・手続き

撮影を検討される場合、事前に三郷市ロケーションサービス担当部署に電話でご相談の上、原則として撮影予定日 2 週間前までに下見・事前調整の日程を調整し、撮影支援依頼書（別紙）を三郷市ロケーションサービス担当部署に提出してください。

手続きの流れ

必要な手続き	
撮影者からのロケ地の照会（番組企画書、台本などを提出してください）	撮影者 → 市
日程調整後、ロケ地選定（ロケハン等の実施）	撮影者
撮影の実施の有無について決定し、市へ連絡してください。撮影を実施する場合は、「撮影支援依頼書」を提出してください。	撮影者 → 市
当日の警備体制や利用施設などの確認、撮影付帯設備の手配（控室、メイク室、昼食会場など）	市
撮影パス等の準備、エレベータ、エアコン等の稼働調整	市
市側の現場体制づくり	市
撮影の実施	撮影者

ロケ立会い、当日の要望調整	市
SNS、広報紙等を利用した市民へのロケ報告、撮影作品の紹介	市

7 使用許可基準

施設の管理に支障がないと判断され、かつ、次の基準に合致する場合に、使用することができます。

- (1) 撮影支援依頼書の同意事項を了解し、法令等を遵守すること。
- (2) 宗教的又は政治的な宣伝意図を有する映像又は出版物の撮影でないこと
- (3) 制作する映像作品等の内容が公序良俗に反しないこと。
- (4) 本事業の運営上支障がある撮影でないこと
- (5) 小・中学校の使用にあたっては、別紙「学校への撮影協力依頼に関するガイドライン」に従うこと。
- (6) 三郷市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又はその他集团的若しくは常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある組織の利益にならないと認められること。

8 使用条件

撮影にあたり次の条件を守って撮影してください。当日、条件が遵守されていないと担当者が判断し場合には、撮影を中止していただきます。また、大規模地震などの緊急事態発生時は市担当者、施設管理者の指示に従ってください。

- (1) 許可区域以外には立ち入らないでください。
- (2) 不可抗力その他の理由で撮影に起因し施設に損害を与えた場合は、管理者の指示により原状回復を行ってください。
- (3) 撮影により発生したゴミや汚れは、撮影終了後直ちに清掃し原状回復を行ってください。
- (4) 現場管理責任者は携帯電話等通信機器により、常時連絡が可能な状態としてください。
- (5) あらかじめ調整した以外の事項は、速やかに市担当者に報告し指示を受けてください。
- (6) 近隣からの苦情、問い合わせ等があった場合は、責任を持って対応してください。
- (7) 撮影に関するポスター等の提供、撮影した事実及び撮影現場の写真のホームページ掲載、クレジットの掲出など三郷市のプロモーションへの協力をお願いします。
- (8) 注意事項をスタッフ全員に周知し、当日は市の担当者の指示に従ってください。

い。

(9) 撮影中の事故に対して市は一切の責任を負わないものとします。

(10) 事前調整の結果、使用許可の条件は追加される場合があります。

9 問い合わせ

撮影の問い合わせ、この手引き及び全般的な事項については下記担当部署までお問い合わせください。

ロケ支援担当部署

▽三郷市広報広聴課 Tel048(930)7762

e-mail kouhou@city.misato.lg.jp

▽三郷市商工観光課 Tel048(930)7721

e-mail syoukou@city.misato.lg.jp